



令和 8 年 9 月 2 日
総務部デジタル改革推進局
デ ジ タ ル 推 進 課
0 4 3 - 2 2 3 - 4 2 6 2

「千葉県職員のためのデジタル・ユニバーサルデザインに向けた
ガイドライン」の策定について
～デジタルの力で、職員誰もが能力を発揮できる千葉県庁を目指す！～

県では、デジタル技術の活用により、障害の有無にかかわらず職員誰もが能力を発揮できる職場をつくる「デジタル・ユニバーサルデザインの推進」に取り組んでいます。

このたび、デジタル・ユニバーサルデザインを組織的に推進していくため、全都道府県で初めて、県職員が日常業務で取り組むべき事項や相談・支援の流れ等をまとめたガイドラインを策定したので、お知らせします。より多くの職員がデジタル技術で働きやすくなるよう、県は、本ガイドラインに基づき取組を進めてまいります。また、ガイドライン自体も、職員の意見や実務での活用状況を踏まえながら、継続的に見直しを行い、内容の充実を図っていきます。

本ガイドラインは、今後も県庁内だけでなく、社会全体の働きやすい環境づくりにも寄与できるよう策定しましたので、ぜひ、他の自治体や事業者の皆様においても、参考にご活用ください。

1 ガイドラインの概要

(1) 目的

- ・ 職場環境をデジタル技術の適切な活用によって改善し、全ての職員が働きがいを持てることを目指す。
- ・ より多くの職員がデジタル技術で働きやすくなるためのヒントとして活用。
- ・ 他自治体や社会全体における働きやすい環境づくりにも寄与していくことも視野。

(2) 職員が日常業務で取り組むべきこと

取組における基本的な考え方

- 1 職員一人ひとりが、周囲の職員の働く上での困りごとに気付き、業務の性質や職場の状況も踏まえながら、建設的な対話により解消・軽減を図る。
- 2 業務の進め方の選択肢を増やし、職員が誰一人取り残されないようにする。
- 3 取組に当たっては、対話を重ね、デジタル技術の活用による職場環境の改善を続けていく。

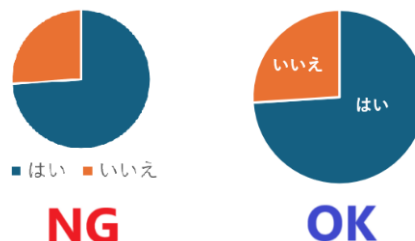
【ガイドラインから取組を一部抜粋】

- ・業務で扱う資料は、業務メンバー全員が、電子データで利用できるようにする。

【解説】テレワークや出張でその場にはいない職員や、視覚障害がありパソコンで音声読み上げソフトを使っている職員も資料を利用できるようになる。

- ・色だけで情報を伝えない。

【解説】色分け以外でも情報を伝えることで、色がわかりにくい状況の職員や、色覚特性により色が見分けにくい職員にも情報が伝わるようになる。



- ・音声による説明がある動画には、字幕を付与する。

【解説】音声を出せない状況の職員や、聞こえにくい職員にも動画の内容が伝わるようになる。

(3) 障害等のある職員等に関する相談・支援

障害や病気などにより働きづらさを感じる職員が、デジタルに関して相談する際のフロー、パソコンの環境整備や支援機器等の導入・運用フローを明記。

支援機器の例：点字ディスプレイ、テキスト拡大ソフト、文字起こしソフトなど

(4) ガイドラインの見直しや資料の充実について

今後も継続的に見直しを行い、内容の充実を図っていく。

2 ガイドライン本文

別添のとおり

※千葉県ホームページ掲載URL：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dejisui/press/2026/digital-ud-guideline.html>



3 検討の経緯

本ガイドラインは、令和6年度に職員提案として選定された「デジタル・ユニバーサルデザインの推進」の取組の一つとして策定を進めました。

本年度、人事課、デジタル推進課及び情報システム課の担当者と構成するワーキンググループでの検討を行うとともに、県庁内の各部署への意見照会、関係課・有識者・障害のある職員等へのヒアリングを行い、とりまとめた意見をガイドラインに反映しました。

【ワーキンググループにおける検討】

ア 構成所属 デジタル推進課、人事課、情報システム課

イ 開催状況 3回（6月9日、6月23日、7月8日）

4 その他

デジタル技術を活用して誰もが能力を発揮できる職場を目指すガイドラインの策定は、全都道府県で初となります。

今後、県庁内において、研修を通じて様々な働きづらさとその対応やガイドラインの具体的な実施方法等を紹介し、職員の実践につなげていきます。